

子ども医療費無料化スタート

子ども医療費受給資格証(オレンジ色)を発送します

令和2年1月から、中学3年生までの医療費無料化が始まります。
すでに申請済みの対象のご家庭には、令和元年12月中に「子ども医療費受給資格証」(以下、受給資格証)を発送します。



▶今回申請いただいた小学1年生から中学3年生に加え、すでに「乳幼児医療費受給資格証」(水色)をお持ちの、小学校就学前のお子さんにも、新たに、有効期限を中学3年生まで延長した受給資格証を送付します。(申請不要)

▶生活保護、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療など、他の制度で既に医療費が助成されている小学1年生から中学3年生は、今の制度で引き続き助成します。

医療費無料化の対象

令和2年1月1日以降の診療分について、保険診療による入院・通院の自己負担分を助成します。対象になる医療は、医科、歯科、薬局、柔整、訪問看護、鍼灸などです。入院時の食事代や、保険診療以外の費用(健康診断、検診、予防接種、診断書料など)、学校などでのけがによる診療は、対象になりません。



利用方法

県内の医療機関などを受診するときは、健康保険証と受給資格証を窓口で提示してください。保険診療による医療費の自己負担分を助成(現物給付)します。

まだ申請していない場合

①認印(スタンプ印を除く)②対象の子どもの健康保険証③窓口に来る人の本人確認書類の3点を用意して、子育て支援課または最寄りの支所で手続きをしてください。

受給資格証に変更がある場合

①お手元の受給資格証②認印(スタンプ印を除く)③対象の子どもの健康保険証④窓口に来る人の本人確認書類の4点を用意して、子育て支援課または最寄りの支所で手続きをしてください。

よくある質問

Q1 医療機関などで診療を受けたときに、受給資格証を提示すれば、窓口での支払いは一切なくなりますか。



A1 医療機関などの窓口で受給資格証を提示することで、保険診療による医療費の自己負担分の支払いはなくなります。保険診療以外の費用(健康診断、検診、予防接種、診断書料など)は、受診の都度、窓口で支払う必要があります。

Q2 受給資格証を医療機関などの窓口で提示するのは、月に一度でよいですか。

A2 受給資格証は、受診の都度、必ず窓口で提示してください。受診日現在の資格を確認するために必要です。



Q3 県外の医療機関などでの受診も、受給資格証を使うことで助成の対象になりますか。



A3 県外の医療機関などでは受給資格証を使うことはできませんが、助成の対象になります。窓口で医療費の自己負担分を一旦支払い、後日、市に払い戻しの申請をしてください。払い戻しで、保険診療による医療費の自己負担分を助成(償還払い)します。

松山市からのお願い

●救急医療の正しい利用

本当に必要とする人が安心して救急医療を受けられるよう、正しい利用をお願いします。何でも相談できる「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心掛けましょう。

●子ども医療電話相談(短縮ダイヤル#8000)



急に子どもの体調が悪くなったときにどう対処すればいいのかわからない、家庭での応急処置について看護師・医師がアドバイスします。

●こどもの救急ガイドブック

生後1カ月から6歳くらいのお子さんが、休日・夜間に急病やけがなどをしたときに、「救急へ連れて行くべきか」のおおよその目安を載せています。保健所などで配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。



●入院などで医療費が高額になるとき

入院などで医療費が高額になるときは、医療助成を受ける人が限度額適用認定証を使用することで、市が代わって負担する医療費を、お子さんの自己負担限度額にとどめることができます。早めに、加入する健康保険組合に申請をお願いします。



●ジェネリック医薬品の利用

新薬と同等の効き目で価格の安いジェネリック医薬品を利用することで、自己負担が軽減されるのはもちろん、医療費全体が抑制されます。ご利用をお願いします。

●学校*の管理下でけがをしたとき

学校の管理下(登下校中や部活動中を含む)でけがをしたときは、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付金が優先されます。そのため、医療費助成(子ども、ひとり親、重度心身障害者)の受給資格証は使用できません。



医療機関などを受診する際、学校管理下でのけがであると伝えてから、受給資格証は使わず、医療機関の窓口で自己負担分を一旦支払ってください。その後、学校へ医療機関を受診したことを伝え、災害共済給付金の申請をしてください。*幼稚園、認定こども園、保育所、小・中学校などを含みます